

# 勧誘の方針

1. 少額短期保険商品（以下、「保険商品」といいます。）の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。
  - 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、保険法、消費者契約法その他各種法令・諸規則を遵守することは勿論、保険制度が健全に運営されるよう努めます。
  - 販売等に当たっては、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法について創意工夫し、適正な募集活動を行って参ります。
  
2. お客様のライフ・プランに合った保険商品の勧誘に努めます。
  - お客様のプライバシーやモラルリスクの排除に十分配慮しつつ、お客様のライフ・プランをベースに、お客様のご意向や実情に合った商品を販売いたします。
  
3. お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
  - 販売・勧誘活動に当たっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮します。
  - お客様と直接対面しない勧誘・販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力します。
  
4. お客様にご信頼・ご満足いただけるよう努めます。
  - 社内（代理店）研修等により、十分な商品説明や適正な勧誘方法の確保に努めます。
  - お客様の様々なご意見等を十分お聞きし、その後の保険商品の販売・勧誘に反映します。